

○世田谷区清掃・リサイクル条例（抜粋）

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>(収集又は運搬の禁止等)</p> <p>第31条の2 第35条第1項に規定する一般廃棄物処理計画で定める資源・ごみ集積所に置かれた廃棄物のうち、古紙、ガラスびん、缶等再利用の対象となる物として区長が指定するものについては、区長及び区長が指定する者以外の者は、これらを収集し、又は運搬してはならない。</p> <p>2 区長は、区長が指定する者以外の者が前項の規定に違反して、収集し、又は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。</p> | <p>(収集又は運搬の禁止等)</p> <p>第31条の2 第35条第1項に規定する一般廃棄物処理計画で定める所定の場所に置かれた廃棄物のうち、古紙、ガラスびん、缶等再利用の対象となる物として区長が指定するものについては、区長及び区長が指定する者以外の者は、これらを収集し、又は運搬してはならない。</p> <p>2 区長は、区長が指定する者以外の者が前項の規定に違反して、収集し、又は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。</p> |
| <p>(計画遵守義務等)</p> <p>第37条 土地又は建物の占有者（占有者がない場合は、管理者とする。以下この章、第75条及び別表において「占有者」という。）は、その土地又は建物内の家庭廃棄物を可燃物、不燃物等に分別し、各別の容器に収納して資源・ごみ集積所に持ち出す等一般廃棄物処理計画に従わなければならない。</p> <p>2 占有者は、家庭廃棄物を収納する容器について、家庭廃棄物が飛散し、流出し、及びその悪臭が発散しないようにするとともに、当該容器及び当該容器を持ち出しておく資源・ごみ集積所を常に清潔にしておかなければならない。</p> | <p>(計画遵守義務等)</p> <p>第37条 土地又は建物の占有者（占有者がない場合は、管理者とする。以下この章、第75条及び別表において「占有者」という。）は、その土地又は建物内の家庭廃棄物を可燃物、不燃物等に分別し、各別の容器に収納して所定の場所に持ち出す等一般廃棄物処理計画に従わなければならない。</p> <p>2 占有者は、家庭廃棄物を収納する容器について、家庭廃棄物が飛散し、流出し、及びその悪臭が発散しないようにするとともに、当該容器及び当該容器を持ち出しておく所定の場所を常に清潔にしておかなければならない。</p> |
| <p>第80条 次の各号の一に該当する者は、200,000円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第31条の2第2項の規定による命令に違反した者</p> <p>(2) 第34条第4項の規定による命令に違反した者</p> <p>(3) 第45条（第52条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者</p> <p>(4) 第48条（第52条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者</p> <p>(5) 第53条第3項の規定による命令に違反した者</p> | <p>第80条 次の各号の一に該当する者は、200,000円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第31条の2第2項の規定による命令に違反した者</p> <p>(2) 第34条第4項の規定による命令に違反した者</p> <p>(3) 第45条（第52条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者</p> <p>(4) 第48条（第52条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者</p> <p>(5) 第53条第3項の規定による命令に違反した者</p> |

第80条の2 前条第1項第1号の違反行為をした者が、常習として第31条の2
第1項の規定に違反したときは、500,000円以下の罰金に処する。

第83条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前4条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

第83条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科料刑を科する。